

達令公示第7号

大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備事業事務室規程を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長 木 越 渉

大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備事業事務室規程

(設置及び目的)

第1条 大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備委員会（以下「総合整備委員会」という。）の事務及びその他必要な業務を行うため、大谷祖廟事務所に大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備事業事務室（以下「総合整備事業事務室」という。）を置く。

(所管業務)

第2条 総合整備事業事務室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 総合整備委員会の運営に関する事項
- (2) 資料の作成、整備及び保管に関する事項
- (3) その他必要な事項

(事務の所掌)

第3条 総合整備事業事務室の事務は、大谷祖廟事務所長が掌理する。

(職員)

第4条 総合整備事業事務室に次に掲げる職員を置き、大谷祖廟事務所の宗務役員の中から宗務総長がこれを命ずる。

- (1) 主任 1人
- (2) 掛 若干人

2 主任は、総合整備事業事務室の事務を整理する。

3 掛は、総合整備事業事務室の事務を処理し、又は事務に従事する。

附 則

- 1 この達令は、2025年7月1日から施行する。
- 2 大谷祖廟総合整備事業準備室規程（2023年達令公示第6号）は、
廃止する。